解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

徳島県阿波市市場町尾開字日吉四一五番地一

財団法人阿波市金清自然環境活用センター協会

清算人　森本　哲生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十二日開催の社員総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

宮崎県宮崎市大島町北ノ原一〇三〇番一

社団法人宮崎県雇用開発協会

清算人　甲斐　豊明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

青森県八戸市長根一丁目二番八号

社団法人三八教育会館

代表清算人　中道　博章

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

山形市松波四丁目一番一五号

財団法人山形県市町村自治協会

代表清算人　土田　正剛

平成二十四年四月十八日

富山県富山市新桜町六番四号

財団法人富山県公営企業振興団

清算人　山田　和明

解散公告（第二回）

当財団は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

京都市下京区諏訪町通六条下る上柳町二一五番地

大谷婦人會財団

代表清算人　宮本　春美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

大阪市中央区瓦町二丁目六番六号

特定非営利活動法人顧客満足指標研究会

代表清算人　矢野　昌則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十九日開催の社員総会の決議により平成二十四年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

群馬県前橋市本町一丁目二番一三号

社団法人群馬ペンクラブ

代表清算人　小川　泰義

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

千葉県鎌ケ谷市東中沢三丁目二五番八号

特定非営利活動法人夢宇の丘

清算人　氏原　孝

解散公告（第二回）

当社は、平成十六年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

千葉県銚子市春日台町一八番地の七

タイホー興業株式会社

清算人　泉　英伸

（連絡先）千葉県銚子市三軒町一九―四

銚子商工会館三階銚子総合法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月六日開催の理事会の議決を経て、同年三月二十二日に経済産業大臣の認可を受け、同年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

東京都港区芝公園三丁目五番八号機械振興会館B一〇八

財団法人クリーン・ジャパン・センター

代表清算人　小島　襄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

東京都港区芝五丁目三二番一一号

財団法人全国安全会議

清算人　椎谷　正

解散公告（第二回）

当社は、昭和四十六年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散したところ、残余財産の清算のため、平成二十四年三月二十一日、東京地方裁判所（平成二十四年（ヒ）第八十八号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

東京都品川区東大井一丁目二一番六号

斎藤油業株式会社

清算人弁護士　倉橋　博文

連絡先　東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階L

M法律事務所

解散公告（第二回）

当組合は平成二十四年三月二十八日神奈川県小田原市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十八日

神奈川県小田原市小船一〇〇七番地

小田原市小船森土地区画整理組合

清算人代表　梅津　勝利

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

第21期決算公告　平成24年4月18日

栃木県那須塩原市下厚崎264番地

株式会社エムエスケイ東日本

代表取締役　秋元　芳子

貸借対照表の要旨（平成24年2月29日現在）

科目		金額(万円)
資産の部	流動資産	2,041
	固定資産	1,703
	合計	3,744
負債及び純資産の部	流動負債	792
	固定負債	867
	株主資本	2,085
	資本金	1,000
	剰余金	1,085
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	835
	（うち当期純利益）	(30)
	合計	3,744